

Q11： 被扶養者の認定を受けている配偶者に、1年前に遡って厚生年金が320万円支給されることになりました。被扶養者資格はどうなりますか？

A11： 遡及分の320万円はその年の収入に含めて判断されるので、年金額の通知書を受取った日に被扶養者の資格を喪失することになります。